

静岡市一般廃棄物処理基本計画の改定について

「ごみを減らし、リサイクルすることで、地球の資源を大切に使い、環境負荷の少ない社会の実現に貢献できるまち」を目指して



計画の位置付け・期間・改定の背景

【計画の位置付け】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定
- 第5次静岡市総合計画と整合を図る
- 本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画からなる。

【計画期間】



【計画改定の背景】

- 国は第5次循環型社会推進基本計画を策定し、資源循環に向けた取組を強化。
- 静岡市一般廃棄物処理基本計画（2023年3月）の中間年度となるため、見直しを行う。

I ごみ処理基本計画

1 基本方針

基本方針 1

燃やす社会から循環する社会へ

焼却中心のごみ処理から、発生抑制と資源循環を重視した社会への転換を目指す。



基本方針 2

持続可能な廃棄物適正処理体制の確保

今後も安全・安心で安定的な廃棄物処理を実施する。



2 現状分析から見た主な課題

ごみの減量・分別の推進

家庭系可燃ごみの量が他都市と比べて多いことから、家庭可燃ごみの削減に重点的に取り組む必要がある。



収集体制の効率化

収集コストの増加や人材不足が一層深刻化する中、効率的で持続可能な収集体制の実現を図っていく必要がある。



ごみ処理施設の最適化

清掃施設の維持・修繕費が年々増加する中、将来のごみ処理量に応じたごみ処理施設の規模の適正化を図る必要がある。



最終処分場の用地確保

新たな最終処分場の候補地を選定していく必要がある。



3 課題を踏まえた主な施策

① プラスチックごみの一括回収の実施

2029年度を目途に集積所でプラスチックごみの一括回収を実施する。



② 新たな分別・家庭ごみの有料化の検討

可燃ごみの減量化を目的として新たな分別や家庭ごみの有料化を検討する。



③ DXの活用による収集体制の最適化

家庭ごみの収集運搬車両に電子機器を搭載し、収集量や走行距離などのデータを活用して日常業務の効率化・経費削減を図る。



④ 清掃工場の一場体制への移行

人口減少や各種ごみ減量施策に伴い、ごみ焼却量が減少することを見据え、清掃工場の1場体制へ移行する。



⑤ 最終処分場の用地確保

新沼上清掃工場の埋立期間（おおむね2041年度）を踏まえ、次期最終処分場の用地を確保していく。



4 数値目標(2035年度)

一人1日当たりの家庭系可燃ごみ量

479g/人・日（政令市平均392g/人・日）
（2024年度）

約20%減

381g/人・日



II 生活排水処理基本計画

1 基本方針

基本方針 1

生活排水の適正処理の推進

公共用水域の保全及び公衆衛生の向上のため、生活排水未処理の解消を図る。



基本方針 2

し尿・浄化槽汚泥の効率的で、持続可能な処理体制の確保

し尿・浄化槽汚泥の質及び量の変化や施設の老朽化を踏まえ、効率的で持続可能な処理体制を確保する。



2 現状分析から見た主な課題

水処理の推進

合併処理浄化槽への転換や公共下水道等への接続を推進していく必要がある。

施設の老朽化対策

老朽化が進む、し尿処理施設の計画的な維持管理や施設配置の最適化を図る必要がある。

3 課題を踏まえた主な施策

① 合併処理浄化槽の普及促進

必要性の周知や助成制度により、単独浄化槽・くみ取り槽からの転換を促す。



② 下水排水との共同処理の実施

静岡・清水両衛生センターを廃止し、新たな受入施設を整備し、下水道との共同処理を行う。



4 数値目標(2035年度)

生活排水処理率

88.9%
（2024年度）



94.8%



静岡市一般廃棄物処理基本計画

概要版

計画期間 2027年度 — 2035年度



2027年3月

静岡市



01 計画の全体像

暮らしと環境を支える、9年間の計画です

ごみと生活排水を、将来にわたり安全・安定的に処理しながら、資源を循環させる社会へ転換するための計画です。



対象と位置づけ

対象地域：静岡市全域

位置付け：廃棄物処理法に基づく市町村の一般廃棄物処理計画

その他：食品ロス削減施策も食品ロス削減推進計画として、計画に登載

2つの基本計画

ごみ処理基本計画

生活排水処理基本計画

毎年度、進捗状況を確認して改善します

実施計画の作成 → 施策の実施 → 実績の分析 → 清掃対策審議会で報告・意見聴取
→ 結果を公表し、翌年度へ反映





ごみを減らし、将来の負担を軽く

家庭から出たごみは、収集・運搬した後、清掃工場などで処理し、最終処分場へ。施設の整備・維持には費用がかかります。

市内の主なごみ処理施設



清掃工場 2か所

西ヶ谷清掃工場
沼上清掃工場



資源循環センター 1か所

沼上資源循環センター



最終処分場 3か所

沼上最終処分場
新沼上最終処分場
由比最終処分場

ごみ処理施設の一般的な耐用年数は20～25年。安全に使い続けるため、計画的な整備が必要です。

2024年度実績

1tのごみを処理する原価

50,903円

収集・運搬
24,452円

+

処分
26,451円

燃料費・人件費などの増加で、
処理経費は上昇傾向です。

だからこそ、ごみを減らす取組が必要です

ごみが減れば、収集・処理の負担を抑え、将来の施設規模を適正化することにもつながります。



家庭系可燃ごみは、他都市より多い

2024年度の比較(総排出量201,685t／単位:g・人日)

指標	静岡市	政令指定都市平均	差
一人1日当たりのごみ総排出量	820g	851g	31g少ない
一人1日当たりの家庭系可燃ごみ量	479g	392g	87g多い

過年度からの変化

ごみ総排出量

1,029g(2012) → 820g(2024)

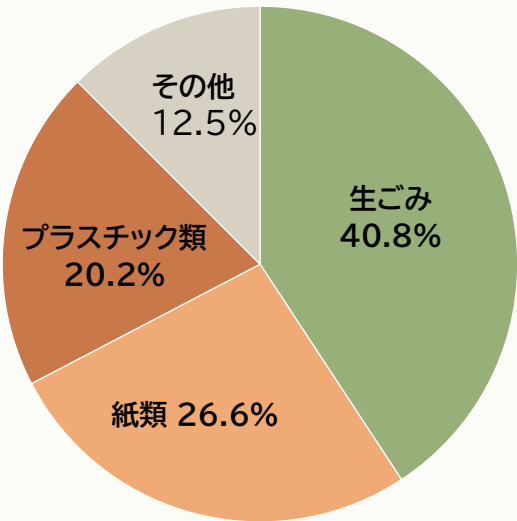
約20%削減

家庭系可燃ごみ量

529g(2019) → 479g(2024)

約9%削減

家庭系可燃ごみの中身



- 生ごみ 40.8%
- 紙類 26.6%
- プラスチック類 20.2%
- その他 12.5%

生ごみのうち食品ロスは24%。
紙・プラスチックにも資源化できるものが含まれます。



2035年度へ、燃やすごみを減らします

基本方針 1

燃やす社会から循環する社会へ

食品ロスの削減や紙・プラスチックの分別を進め、資源が循環する社会を目指します。



基本方針 2

持続可能な廃棄物適正処理体制の確保

収集から処分までを安全・安定的に続け、施設を長く使える効率的な体制を整えます。



数値目標 一人1日当たりの家庭系可燃ごみ量

2024年度

479 g／人・日

2035年度

381 g／人・日



約20%削減

分別と発生抑制で、家庭系可燃ごみを減らします

生ごみ・紙類・プラスチック類など、資源化や発生抑制ができるものを減らし、2035年度に381g／人・日を目指します。



2035年度へ、燃やすごみを減らします

2029年度を目途

集積所でプラスチックごみの 一括回収を開始します

回収したプラスチックは、市内の民間再資源化施設で再商品化する計画です。



あわせて進める取組

資源化する品目を増やす

剪定枝や使用済み紙おむつなど、新たな分別品目を調査・検討します。

生ごみを減らす

生ごみの発生を抑制する「3切り」の推進や、年間約9,000tとされる食品ロスを、学校・企業との啓発、フードドライブなどで減らします。

家庭ごみ有料化を検討する

ごみ減量の効果、市民負担、社会情勢などを総合的に見ながら、丁寧に検討します。



3R(減らす・繰り返し使う・資源にする) + Refuse(不要なものを断る)を、毎日の選択へ。



ごみ量に合わせ、処理の仕組みを更新します



収集をデータで最適化

収集車に電子機器を搭載し、収集量・走行距離などのデータを活用



施設を長く安全に使う

西ヶ谷清掃工場で2032～2034年度に基幹的設備改良工事



次の処分場を準備

廃棄物処理が滞りなく維持できるよう、将来の候補地を選定

市民生活に関わる主な見直し

01 排出ルールを一元化

葵区・駿河区と清水区で異なる、びん・缶やペットボトル等の排出方法を統一し、利便性と収集効率を高めます。

02 2工場から1工場体制への移行

将来の焼却量や施設の安定稼働、災害時の対応などを踏まえ、適切な体制を検討します。

03 災害時の協力体制を強化

環境公社、許可業者、他自治体と連携し、被災時・支援時の双方に対応できる体制を整えます。

04 事業系ごみ処理手数料を見直し

排出者責任と処理原価を踏まえ、社会情勢を見ながら段階的な見直しを図ります。



清掃工場の余熱は、発電や隣接施設への熱供給に有効活用しています。



課題と施策を対応させて進めます

一つの施策を複数の課題に活かし、減量・収集・処理・災害対応を一体で進めます。

計画で向き合う課題	対応する主な施策
01 ごみの減量化・資源化の更なる推進	プラスチック等の分別回収／家庭ごみ有料化の検討／生ごみ削減の推進／環境学習
02 生ごみの削減推進	家庭ごみ有料化の検討／食品ロス削減／環境学習
03 市民・事業者との協働の推進	生ごみ削減の推進／環境学習
04 効率的で持続可能な収集運搬体制	家庭ごみ有料化の検討／収集DX／収集方法の一元化／許可業者の適正規模
05 施設の老朽化への対応	家庭ごみ有料化の検討／清掃工場の一場体制／基幹的設備工事／許可業者の適正規模
06 将来の処理量に応じた施設等の最適化	分別回収／有料化検討／生ごみ削減／環境学習／清掃工場の一場体制／基幹的設備工事
07 最終処分場の候補地選定	最終処分場の候補地選定
08 災害廃棄物の処理体制の構築	災害時の協力体制の構築
09 一般廃棄物の適正処理の確保	事業系一般廃棄物処理手数料の見直し

関連施策:古紙集団回収、リサイクル拠点、溶融スラグ利用、不法投棄監視パトロールなど



皆様と共に、循環するまちを創ります

ごみを減らし、資源を大切に使うために、できることから始めましょう。

市民のみなさま



断る

マイバッグを使い、過剰包装や
不要な使い捨て品を断る



減らす

3切り、てまえどり、必要な量
だけ買う



繰り返し使う

修理やリユーススポット、
リサイクルショップを活用



資源にする

地域・店頭回収を利用し、分別
ルールを守る

事業者のみなさま



環境に配慮した事業活動

製品の長寿命化、簡易包装、分別・
適正処理



食品ロス・事業系ごみを削減

食品ロス対策、ペーパーレス化、
社内啓発



再資源化しやすい製品づくり

再生材の利用、資源回収の仕組み
づくり



地域・行政と連携

環境教育、啓発活動、地域活動
への協力

排出者責任に基づく適正処理を

計画の結果は、毎年度確認して公表します

実施計画 → 取組 → 実績・課題の分析
→ 審議会で意見聴取 → 市ホームページ等で公表 → 次年度へ反映



2つの基本方針

未処理の生活排水を減らし、浄化槽を適正に管理して、川や海と衛生環境を守ります。

し尿・浄化槽汚泥の効率的で
持続可能な処理体制の確保

量や性状の変化、施設の老朽化を踏まえ、効率的な収集・処理体制を確保します。

生活排水処理率 88.9% (2024) → 93.1% (2031) → 94.8% (2035)

生活排水の適正処理を推進し、公衆衛生と公共用水域を守ります。

必要性の周知と助成制度で、単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換を促します。

公共下水道・農業集落排水の未接続世帯へ接続を勧めます。

保守点検・清掃・法定検査を啓発し、必要に応じて指導します。

静岡・清水衛生センターを廃止、新たな受入施設を整備し、下水排水との共同処理を行います。



課題と施策を対応させて進めます

生活排水を適切に処理できる環境を維持するため、課題に対応した取組を進めます。

計画で向き合う課題	対応する主な施策
01 生活排水未処理の解消	合併処理浄化槽の普及促進／未接続世帯への接続勧奨／ 浄化槽の啓発・指導／浄化槽台帳の整備／収集体制の整備
02 浄化槽の適正管理	浄化槽の啓発・指導／浄化槽台帳の整備／収集体制の整備
03 安定的な収集運搬体制 の構築	収集体制の整備／し尿くみ取り体制の確保／処理施設の 維持管理／下水排水との共同処理／庵原衛生プラントの 在り方検討
04 施設の老朽化対応と最適化	収集体制の整備／し尿くみ取り体制の確保／処理施設の 維持管理／下水排水との共同処理／庵原衛生プラントの 在り方検討

関連して進めること

持続可能な処理体制の検討／し尿くみ取り世帯の把握

静岡市一般廃棄物処理基本計画 2027年3月



目 次



第1章 計画策定の基本的事項	3
----------------	---

第2章 ごみ処理基本計画	7
--------------	---

① ごみ処理の現状と課題	8
--------------	---

② 基本方針及び数値目標	24
--------------	----

③ 主要施策	27
--------	----

第3章 生活排水処理基本計画	36
----------------	----

① 生活排水処理の現状と課題	37
----------------	----

② 基本方針及び数値目標	45
--------------	----

③ 主要施策	47
--------	----





第1章 計画策定の基本的事項





〔 計画策定の趣旨と目的 〕

近年、世界的に資源の枯渇が顕在化するとともに、災害の激甚化や少子高齢化が進行しています。また、国内においては、これらに加え人口減少や生活様式の多様化などが進み、廃棄物処理を取り巻く環境も大きく変化しています。

国では、2024年に第5次循環型社会形成推進基本計画を策定し、資源循環に向けた取組を強化しており、地方公共団体に対し、地域のコーディネーター役として、地域資源を活用した資源循環システムを構築することを求めています。

静岡市では、2023年に一般廃棄物処理基本計画(以下「前計画」といいます。)を策定し、ごみ減量や適正処理に取り組んできました。しかし、社会情勢の変化や国の方針に対応していくため、今回、新たな一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」といいます。)を策定します。

本計画は、①ごみ処理基本計画、②生活排水処理基本計画で構成されています。

なお、食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減施策も本計画に登載します。



〔 計画の位置付け 〕

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」といいます。)に基づく市町村が定める一般廃棄物処理計画として位置付けられるものです。

〔 計画対象地域 〕

静岡市全域

〔 計画期間 〕

2027年度から2035年度まで
(中間目標年度2031年度)





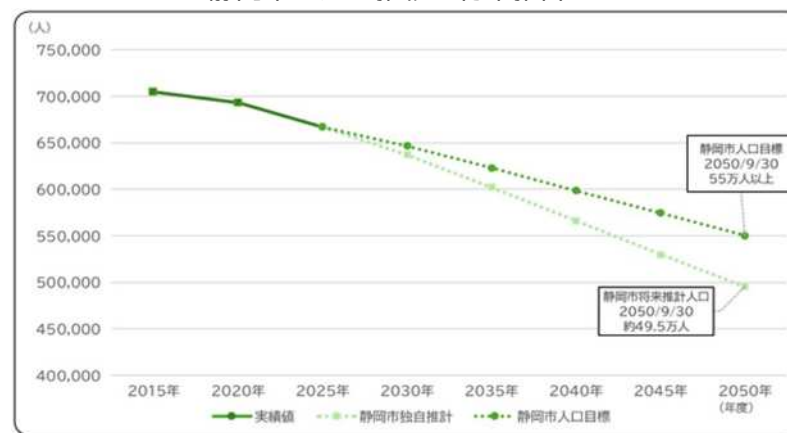
〔 人口の推移 〕

静岡市の人口は、長期的に減少傾向にあります。

静岡市の推計では、2050年度の人口は2025年度と比較して約3割の減少が見込まれています。

第5次静岡市総合計画では、2050年度の人口目標を「55万人以上」と設定し、各種施策を推進しています。

静岡市の人口推移と将来推計



出典: 第5次静岡市総合計画

〔 事業所数 〕

静岡市内の事業所数及び従業員数は、いずれも減少傾向です。

2009年から2021年までの13年間で、事業所数は約15%、従業員数は約7.5%それぞれ減少しています。

静岡市の事業所数及び従業員数



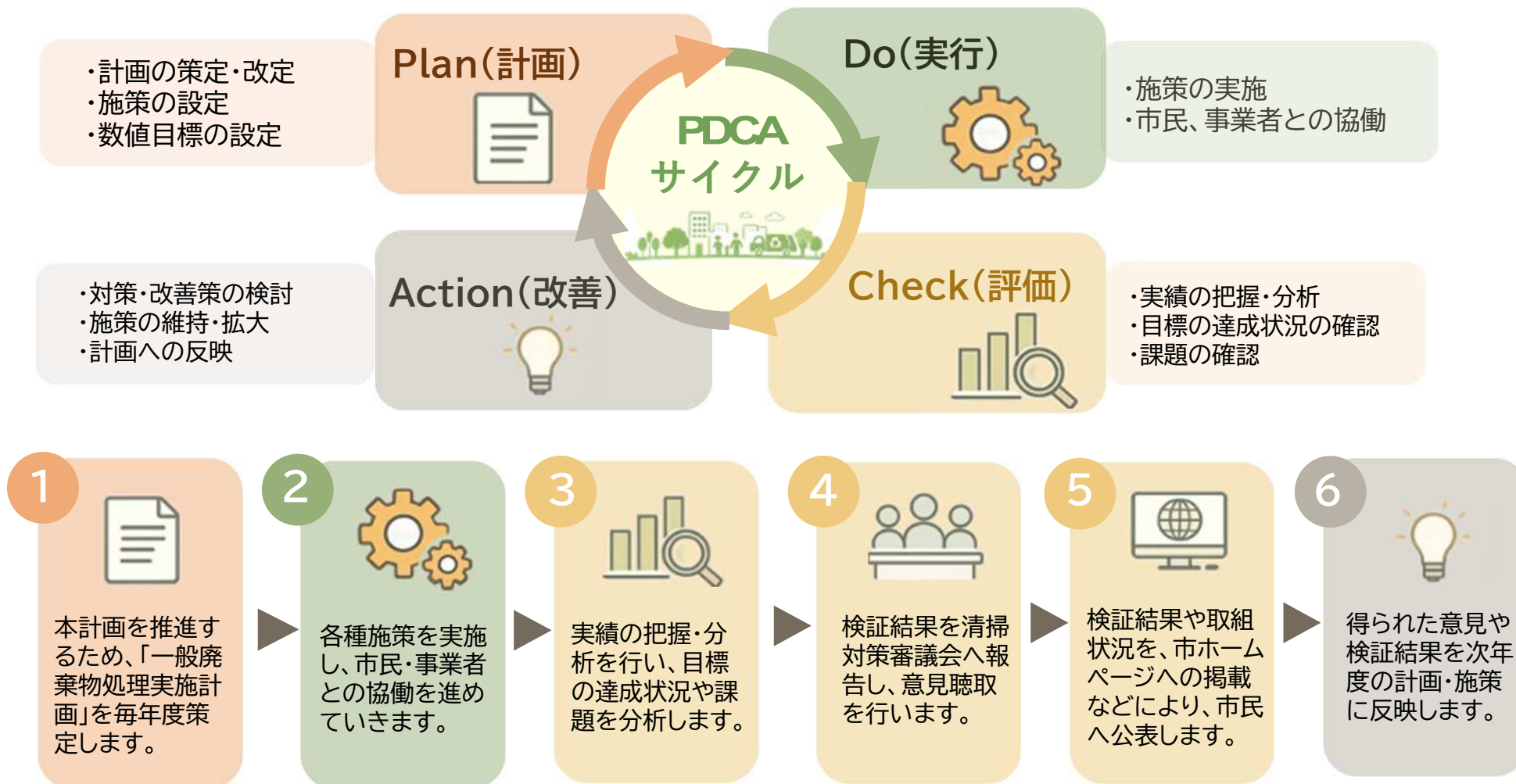
出典: 静岡市統計書
※公務を除く





〔 PDCAサイクルによる進行管理 〕

本計画における各種施策の実施状況や目標の達成状況は、毎年度確認・評価し、計画を着実に推進していきます。





第2章 ごみ処理基本計画





① ごみ処理の現状と課題

〔 用語の定義 〕

本計画の対象となる廃棄物は、静岡市内で発生する一般廃棄物及び静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第14条に基づき静岡市が処理する産業廃棄物(以下「ごみ」といいます。)です。

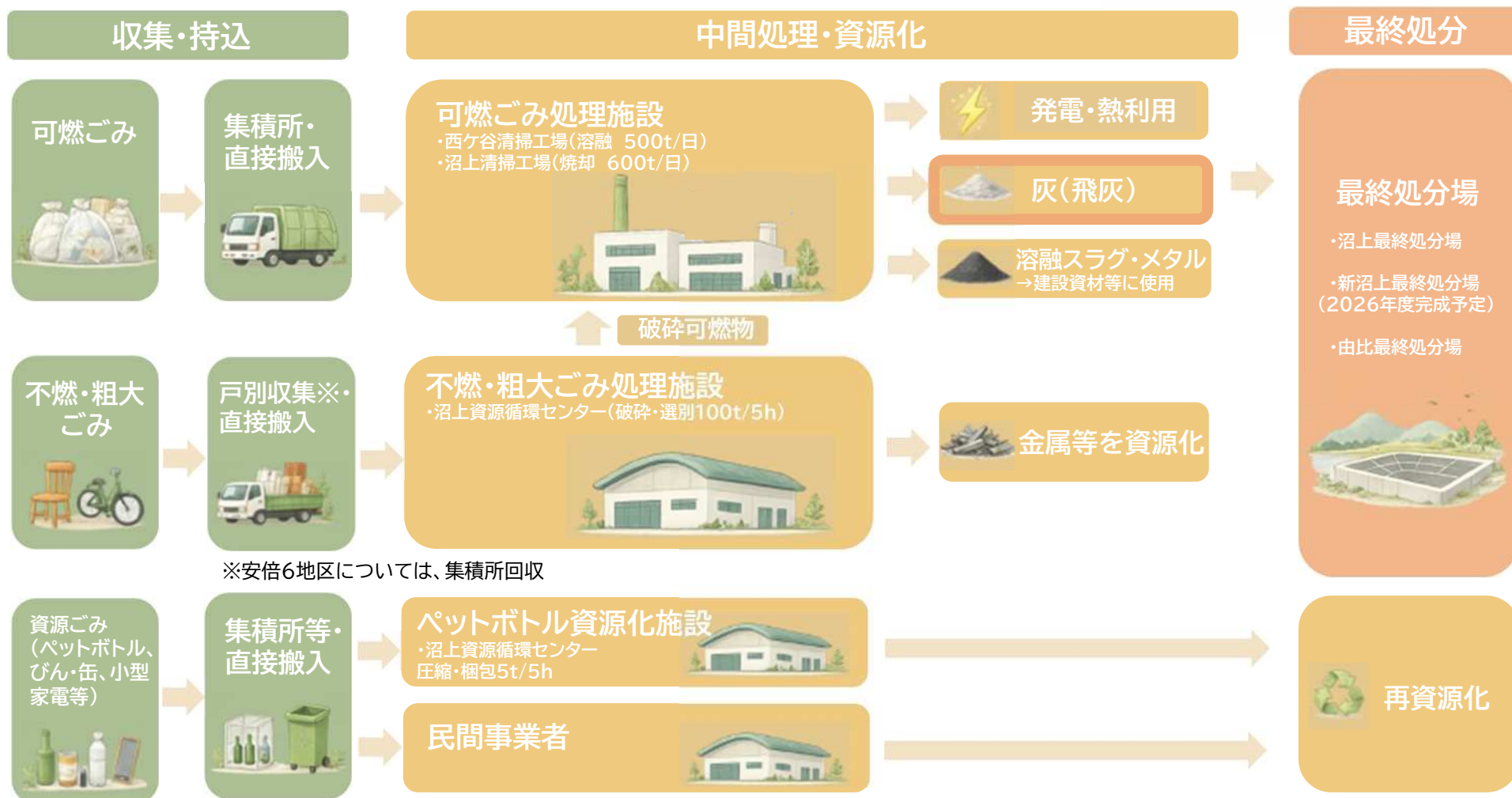
- ・ごみ発生量
市民・事業者から発生する全てのごみの総量
- ・ごみ総排出量
ごみ発生量から、事業所での独自の処理量及び家庭での自家処理量を除いた量
- ・ごみ排出量
ごみ総排出量から、自治会・町内会等(以下「自治会など」といいます。)が行う「集団資源回収」で集められる量を除いたもの
- ・家庭ごみ
家庭から排出されたごみで、集積所等への排出や清掃工場等への直接搬入により収集されるもの
なお、家庭ごみは、その性状に応じて、家庭系可燃ごみ、家庭系不燃・粗大ごみ及び資源ごみに分類されます。
- ・事業系ごみ
事業所から排出されたごみで、静岡市が処理するもの
なお、事業系ごみは、その性状に応じて、事業系可燃ごみ及び事業系不燃・粗大ごみに分類されます。



① ごみ処理の現状と課題

〔 ごみ処理の流れ 〕

静岡市のごみ処理の流れは次のとおりです。



〔 ごみ分別の区分 〕

静岡市のごみの分別区分は、次のとおりです。

地 区	ごみの種類	方式	収集回数	区分
 葵区・駿河区	 可燃ごみ	 集積所	週 2 回	委託
	 不燃・粗大ごみ	 戸別収集・集積所	月 1 回	直営・委託
	 びん	 集積所	月 1 回	委託
	 缶	 集積所	月 1 回	
	 小物金属類	 集積所	月 1 回	
	 ペットボトル	 拠点	週 3 回	
	 使用済小型家電	 拠点	週 1 回	
	 製品プラスチック	 拠点	週 1 回	
	 古紙・雑紙類	 集団回収	実施団体の指定する回数	—

地 区	ごみの種類	方式	収集回数	区分
 清水区	 可燃ごみ	 集積所	週 2 回	委託
	 不燃・粗大ごみ (金属類を含む。)	 戸別収集	月 1 回	直営
	 びん	 集積所	月 1 回	委託
	 缶	 集積所	月 1 回	
	 ペットボトル	 拠点	週 3 回	
	 使用済小型家電	 拠点	週 1 回	
	 製品プラスチック	 拠点	週 1 回	
	 古紙・雑紙類	 集団回収	実施団体の指定する回数	—

〔 ごみ処理施設等 〕

静岡市では、2つの清掃工場を含む中間処理施設と最終処分場で、ごみの焼却・溶融、資源化、埋立てを行っています。
また、清水ごみ受付センターでは、不燃・粗大ごみ、資源ごみ及び小型家電の受入れを行っています。

中間処理施設		
施設名	所在地	処理能力
西ヶ谷清掃工場	葵区西ヶ谷 553番地	500t/日
沼上清掃工場	葵区南沼上 1224番地	600t/日
沼上資源循環 センター	葵区南沼上 1224番地	100t/5h(破碎・選別)、 5t/5h(圧縮・梱包)

最終処分場		
施設名	所在地	埋立容量
沼上最終処分場	葵区南沼上 387番地の1	750,000m ³
新沼上最終処分場 (2026年度完成予定)	葵区南沼上 387番地の1	132,000m ³
由比最終処分場	清水区由比 東山寺183番地	42,200m ³

ごみ受付センター		
施設名	所在地	用途
清水ごみ受付センター	清水区八坂町 2111番地	不燃・粗大ごみ、 資源ごみの受入れ



〔 清掃工場における余熱利用 〕

西ヶ谷清掃工場及び沼上清掃工場では、ごみ焼却等により発生する余熱を利用し、発電や隣接する施設へ熱供給など、有効活用しています。発電した電力は、施設内で使用するとともに、電力会社に売電しています。

定格発電出力



西ヶ谷清掃工場

14,000kW



沼上清掃工場

8,390kW

余熱利用先



静岡市西ヶ谷
総合運動場
(屋内プール)
へ熱供給



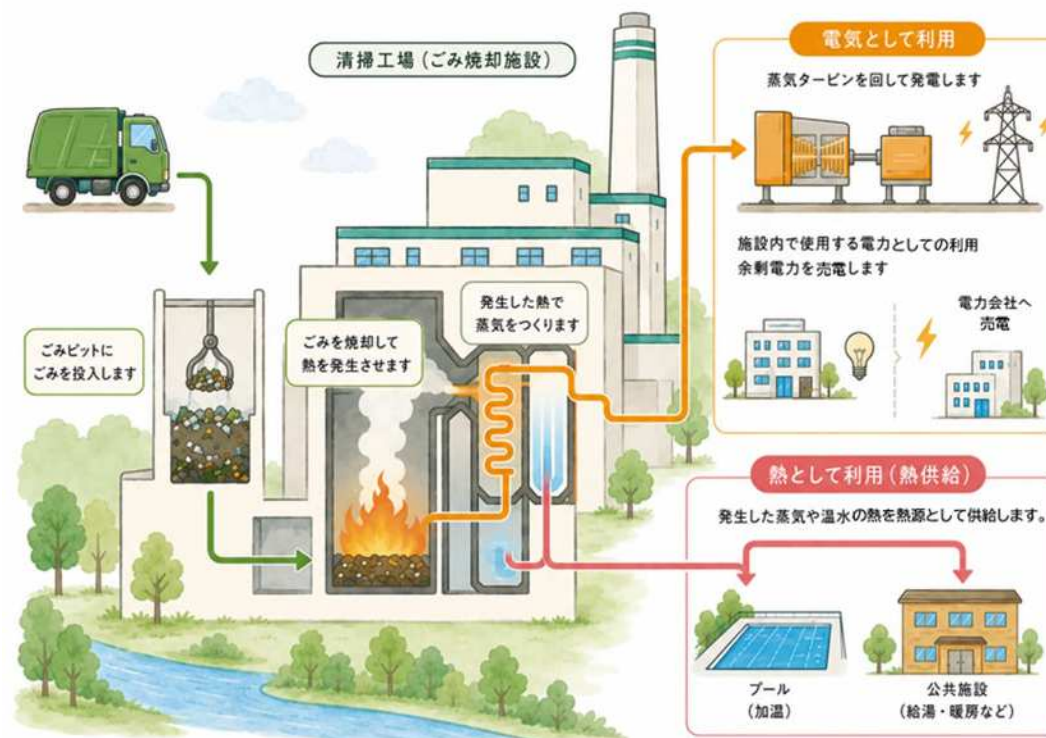
静岡市ふれあい
健康増進館
(ゆらら)
へ熱供給



清掃工場内の
給湯

清掃工場の余熱利用のしくみ

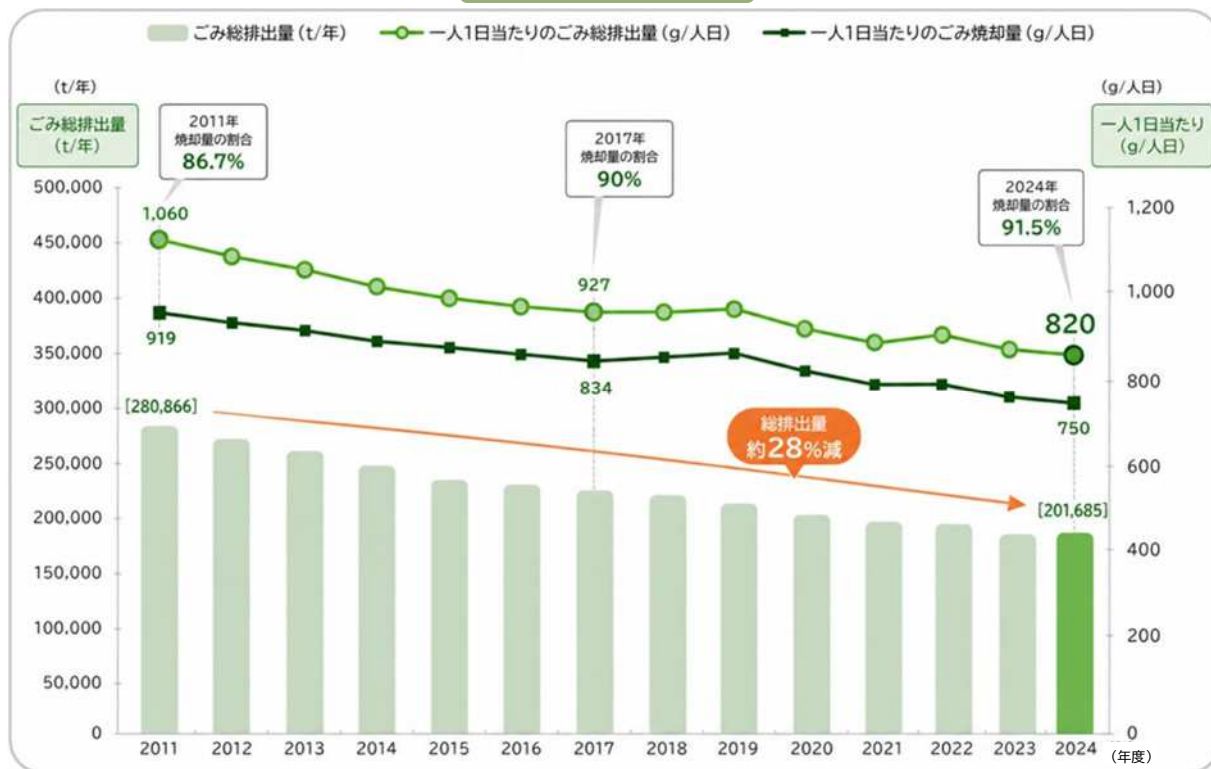
ごみを燃やしたときに発生する熱エネルギーを、電気や熱として有効活用しています。



〔 ゴミ総排出量の推移 〕

静岡市のごみ総排出量は、長期的に減少傾向にあり、家庭ごみ及び事業系ごみともに同様の傾向を示しています。
また、一人1日当たりのごみ焼却量についても減少傾向にあります。

ゴミ総排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査(環境省)等

分析

- ・ゴミ総排出量は、2011年度と比較して約28%減少しています。人口減少等に伴い、この傾向は今後も継続することが見込まれます。
- ・家庭ごみ、事業系ごみともに減少傾向にあります。
- ・ゴミ総排出量は減少する一方で、ゴミ総排出量に占める焼却量の割合は上昇しています。



計画への示唆(課題)

- ・減量化・資源化の推進による焼却量の削減が必要
- ・ゴミ量の推移を踏まえた中長期的なゴミ処理体制の見直しの検討

2024年度
実績



ゴミ総排出量

201,685t



一人1日当たり
の
ゴミ総排出量

820g/人日



一人1日当たり
の
ゴミ焼却量

750g/人日

〔 ゴミ総排出量の推移 〕

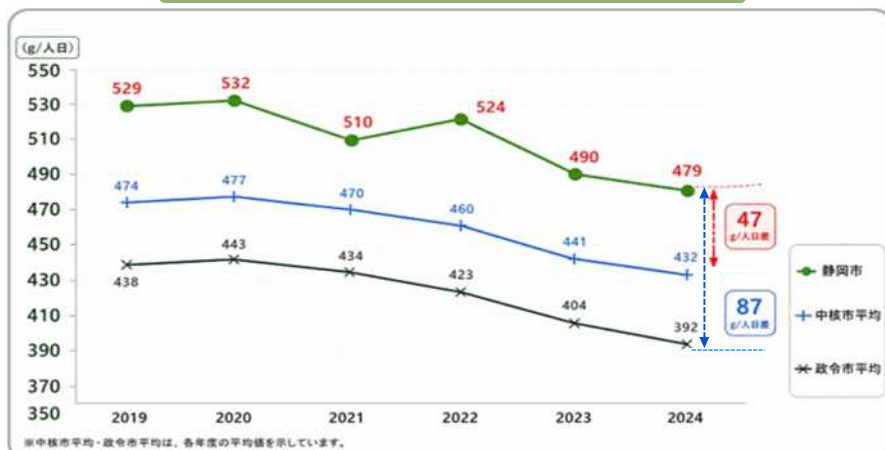
静岡市の一人1日当たりのごみ総排出量は、減少傾向にあり、2020年度には初めて全国平均を下回りました。
また、政令市平均と比べても低い水準で推移しています。

ただし、一人1日当たりの家庭系可燃ごみについては、年々減少傾向にあるものの、政令指定都市など他の自治体と比較すると多い状況となっています。

一人1日当たりのごみ総排出量の推移比較



一人1日当たりの家庭系可燃ごみ量の推移比較



出典：一般廃棄物処理実態調査(環境省)等

分析

・全国平均や政令市平均と比較して、静岡市の一人1日当たりのごみ総排出量は少ない状況です。

・一人1日当たりのごみ総排出量は、全国平均や政令市平均を下回っているものの、一人1日当たりの家庭系可燃ごみ量は、政令指定都市及び中核市の平均値よりも大幅に多い状況です。

⇒資源となるごみが可燃ごみに含まれていると考えられます。

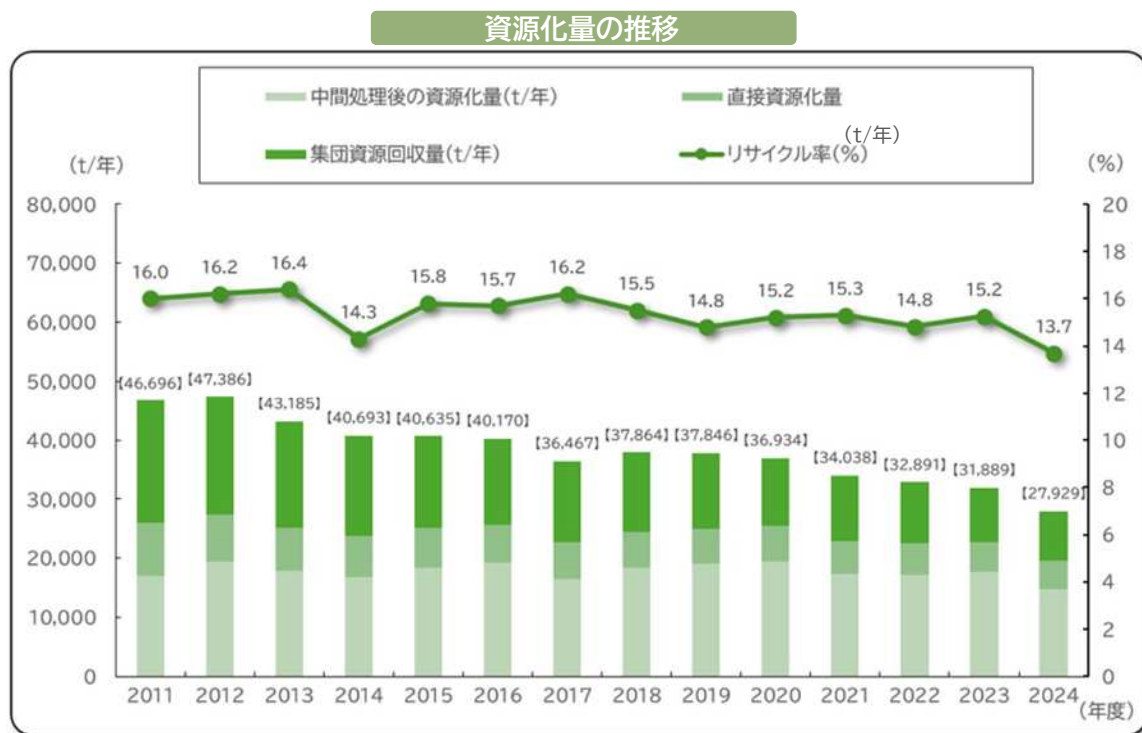
・静岡市では、他の自治体では資源ごみとして取り扱っているプラスチックごみを燃えるごみとして扱ってきました。これは、ごみを燃やし、電気や熱に換えてリサイクル(サーマルリサイクル)することが合理的と考えてきたためです。一方で、こうした市のごみ処理の考え方や取扱いが市民の分別意識に一定程度影響を与えていると推察されます。

計画への示唆(課題)

- ・減量化・資源化の推進による焼却量の削減が必要
- ・家庭系可燃ごみの更なる減量(プラスチックごみの分別回収)
- ・市民・事業者への分別啓発の強化

〔 資源化量の推移 〕

静岡市の総資源化量※及びリサイクル率は減少傾向にあります。背景には、ペーパーレス化の進展などによる古紙量の減少や民間事業者による資源回収の拡大といった事情があります。



出典：一般廃棄物処理実態調査(環境省)等

※総資源化量：行政による回収で得られる「直接資源化量」、自治会などが回収し事業者へ直接引き渡して資源化を行う「集団資源回収量」さらに静岡市のごみ処理施設において生成している「溶融スラグ」や、不燃・粗大ごみの破碎処理により回収される金属類を資源化する「中間処理後の資源化量」の合計



分析

- ・古紙類については、新聞購読者の減少やペーパーレス化の進展により発生量自体が減少しています。
- ・また、民間事業者による独自回収の普及により、市が把握する資源回収量が減少しています。
- ・古紙の発生量の減少や民間回収の普及など資源回収を取り巻く環境は変化しています。こうした変化を踏まえ、古紙以外の資源化やプラスチックごみの資源回収など、新たな資源循環の取組を進めていくことが重要です。



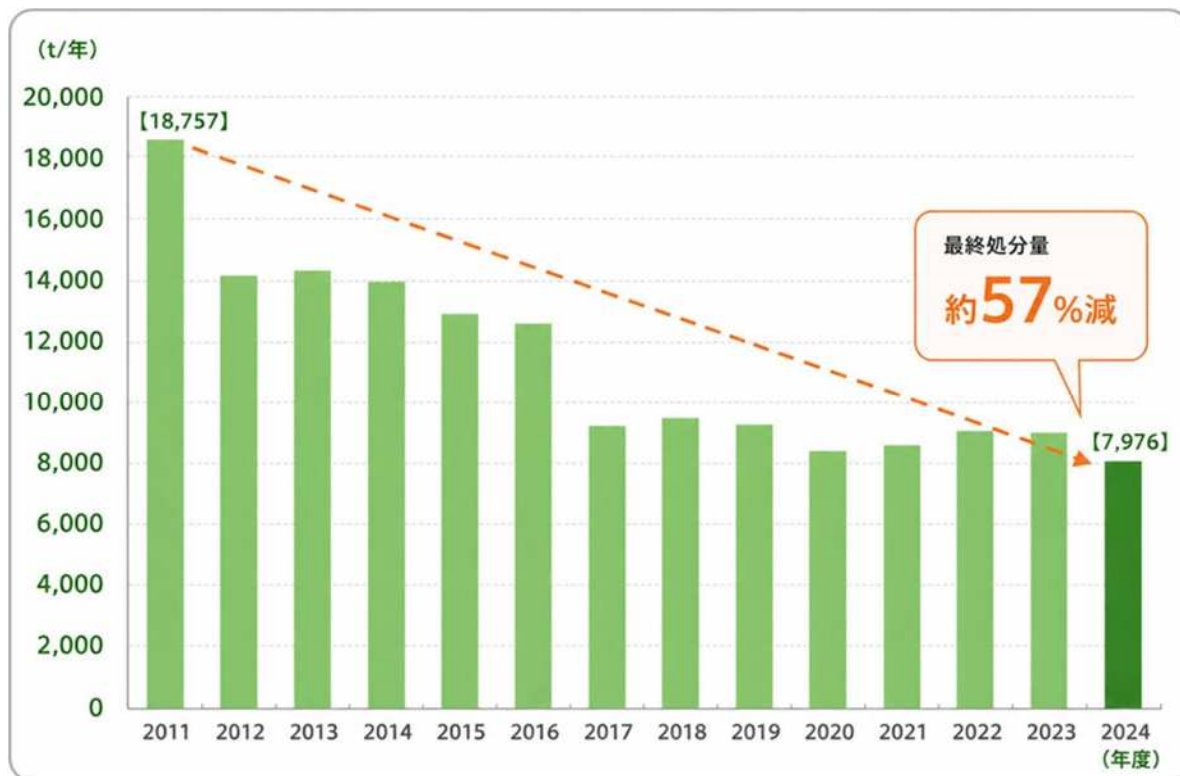
計画への示唆(課題)

- ・プラスチックごみの分別回収
- ・効果的で合理的な収集方法の検討

〔 最終処分量の推移 〕

最終処分量は、2010年度の西ヶ谷清掃工場のガス化溶融施設の稼働により、焼却残さ量(埋立量)が大幅に減少したことから、著しく減少しています。

最終処分量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査(環境省)等

2024年度
実績



最終処分量
7,976t



2011年度比
約57%減少

溶融処理の導入により、
最終処分量は大きく減少しています。

分析

- ・西ヶ谷清掃工場で採用している溶融炉では、西ヶ谷清掃工場に直接搬入されるごみに加え、沼上清掃工場で発生する焼却灰も溶融し、「スラグ」や「メタル」を生成します。このスラグは、砂状の物質で、アスファルト道路の材料などに再利用できるため、最終処分量を大幅に低減することができます。
- ・一方で最終処分は、廃棄物処理には不可欠であり、最終処分量をゼロにすることはできません。
- ・新たに建設した新沼上最終処分場の残余年数は、おおむね15年程度のため、次期最終処分場の新たな用地を確保していく必要があります。



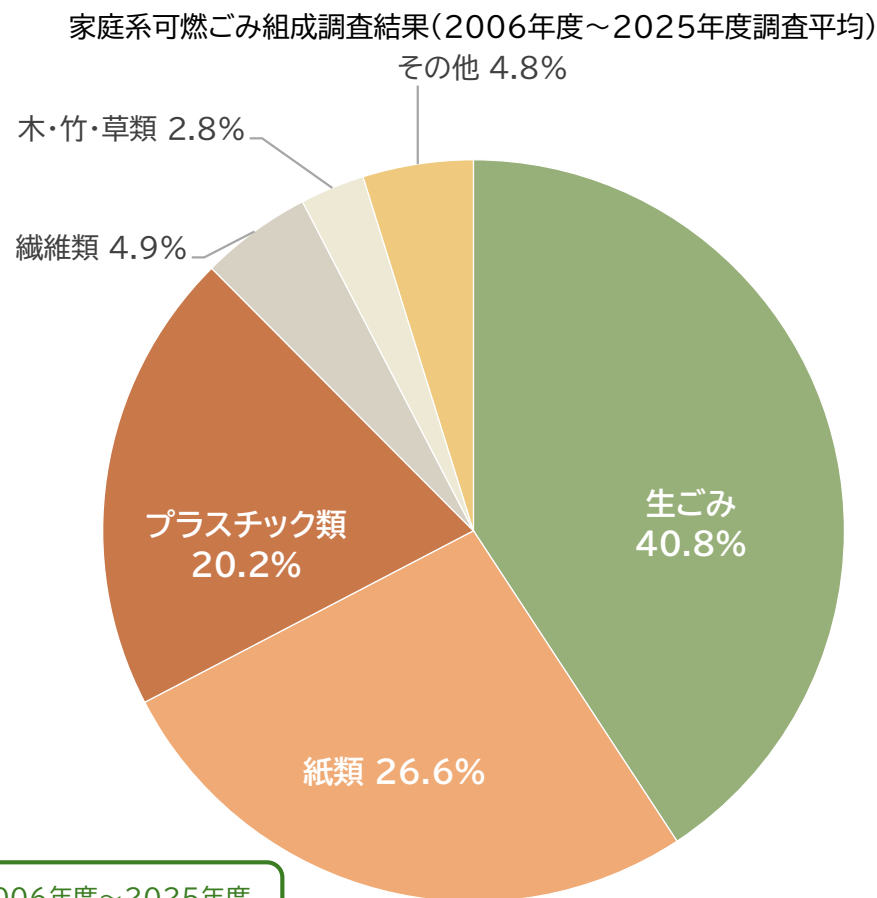
計画への示唆(課題)

- ・減量化・資源化の推進による焼却量の削減が必要
- ・次期最終処分場の計画的な整備・候補地の選定
- ・スラグの活用先の確保

〔 ごみの性状 〕

静岡市の家庭系可燃ごみは、生ごみが約41%、紙類が約27%、プラスチック類が約20%を占めています。

最も割合の多い生ごみの内訳をみると、「手つかず食品」が11%、「食べ残し」が13%あり、これらを合わせた「食品ロス」は生ごみ全体の24%を占めています。



調査期間:2006年度～2025年度
調査試料:7,866kg

分析

- ・静岡市の家庭系可燃ごみのうち、約4割を生ごみが占めています。
- ・家庭系可燃ごみのうち生ごみが占める割合について、政令市の平均値は、約33%程度となっており、他の政令市と比較しても高い割合となっています。
- ・特に、生ごみの24%を占めている「食品ロス」については、食品の管理、買い物時等の工夫により、削減可能です。

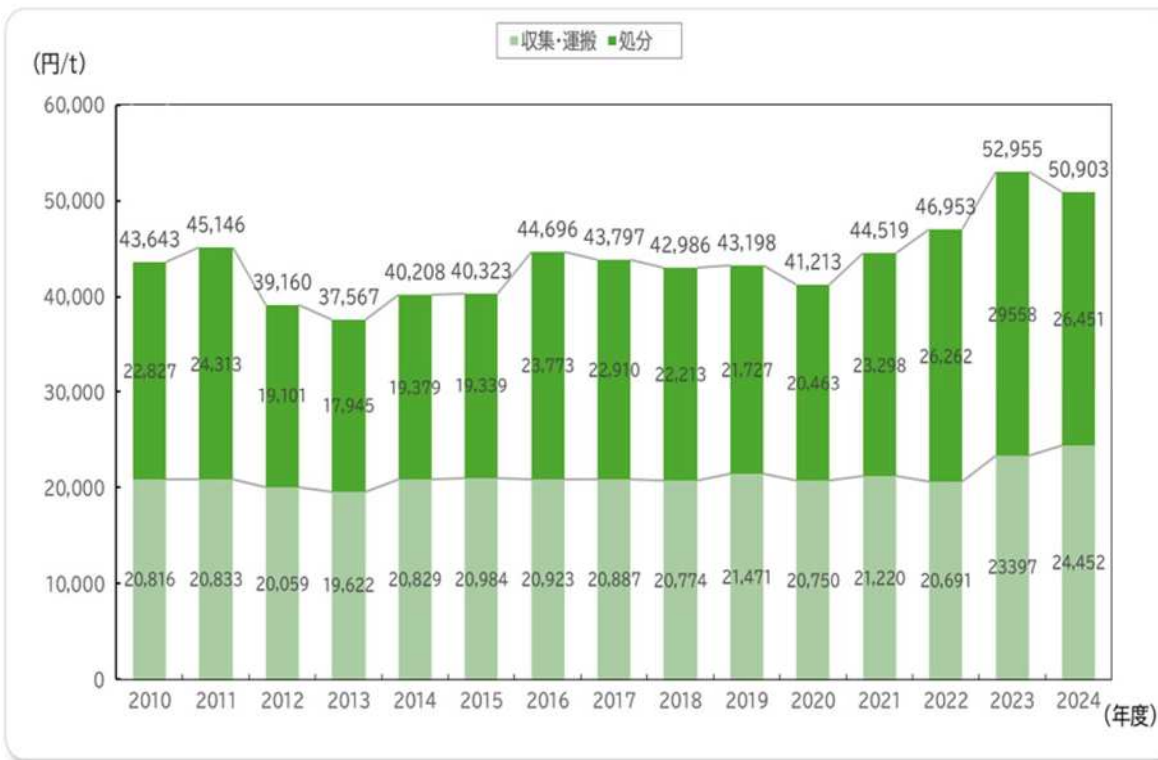


計画への示唆(課題)

- ・食品ロス削減に向けた市民・事業者との協働の推進
- ・他の自治体の先進事例等を踏まえた施策の展開

〔 ごみ処理原価 〕

ごみ処理原価の推移



🔍 分析

- ・静岡市のごみ処理原価は、ごみの総排出量が減少傾向にある一方、燃料費や人件費等の高騰により、収集・運搬原価及び処分原価ともに上昇傾向にあります。

2024年度実績

収集・運搬原価 24,452円/t

処分原価 26,451円/t

ごみ処理原価(収集・運搬原価+処分原価)
50,903円/t

- ・現状のごみ処理体制においては、施設の運転・維持管理などの固定費は一定程度必要となることから、ごみの量の減少に比例して処理原価が直ちに減少するものではありません。
- ・一方で、ごみの削減を進めることにより、将来的にごみ処理施設や運転体制の見直しを図ることが可能となるため、長期的にはごみ処理原価の減少に繋がっていくことができます。



計画への示唆(課題)

- ・減量化・資源化の推進による焼却量の削減が必要
- ・ごみ量の推移を踏まえた中長期的なごみ処理体制の見直しの検討



〔 前計画の目標の達成状況 〕

目標指標 (前計画)	最新実績 (2024年度)	中間目標年度 (2026年度)	最終目標 (2030年度)
一人1日当たりのごみ総排出量 (g/人日) 	 820g 達成ペース	836g	783g
一人1日当たりの家庭系ごみ総排出量 (g/人日) 	 582g 達成ペース	590g	549g
事業系ごみ排出量 (t/年) 	 58,578t 達成ペース	60,017t	55,300t



全ての指標において
順調に推移しています。

前計画の目標の達成状況について、いずれの指標についても、目標を上回るペースで減量が進んでいます。

このままのペースで減量が続けば、最終目標も達成できる見込みです。





〔 ごみ処理事業における主要課題 〕

ごみの減量化・資源化に関する課題

課題 1

ごみの減量化・資源化の更なる推進

プラスチックごみの分別を始めとした新たな分別品目の追加などにより、循環型社会・循環経済の形成に一層寄与していくことが求められます。特に静岡市においては、家庭系可燃ごみの量が他都市と比べて多い傾向にあることから、家庭系可燃ごみの削減に重点的に取り組んでいく必要があります。



課題 2

生ごみの削減推進

家庭系可燃ごみの約4割が生ごみで、そのうち約2割が食品ロスにあたります。食品ロス削減に向けた意識啓発や行動変容を促すなど生ごみの削減に向けた取組を進めていく必要があります。



課題 3

市民・事業者との協働の推進

ごみの減量化・資源化をより一層推進していくためには、様々な主体の理解と協力が不可欠です。市民や事業者が自発的にごみの減量化・資源化に取り組んでいただけるよう、積極的に情報を発信していく必要があります。





〔 ごみ処理事業における主要課題 〕

収集運搬体制の構築及び施設の老朽化に関する課題

課題 4

効率的で持続可能な収集運搬体制の構築

収集運搬コストの増加や人材不足が一層深刻化する中、効率的で持続可能な収集体制の実現を図っていく必要があります。



課題 5

施設の老朽化への対応

一般的に廃棄物処理施設の寿命は、20～25年とされています。沼上清掃工場は竣工から20年以上経過し、西ヶ谷清掃工場についても竣工から10年以上が経過しています。大規模修繕等を計画的に実施し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を確保していく必要があります。



課題 6

将来の処理量に応じた施設等の最適化

人口が引き続き減少する見込みであることや、各種施策によるごみ発生量の減少などを踏まえ、将来の処理量に応じたごみ処理施設や収集運搬体制の規模の適正化を図ることが求められます。





〔 ごみ処理事業における主要課題 〕

その他の課題

課題 7

最終処分場の用地確保

新たな最終処分場の埋立年数は、おおむね15年程度となることから、今後の静岡市の廃棄物処理が滞ることがないよう、最終処分場の候補地を選定していく必要があります。



課題 8

災害廃棄物の処理体制の構築

大規模災害に備え、災害廃棄物の処理体制や広域連携の強化など、災害に強い体制づくりが必要です。



課題 9

一般廃棄物の適正処理体制の確保

市は、市域内で発生する一般廃棄物を適正に処理する責任を有しているため、市の処理施設で処理が困難な物も含め適正に処理していく必要があります。





〔 ごみ総排出量の将来予測 〕

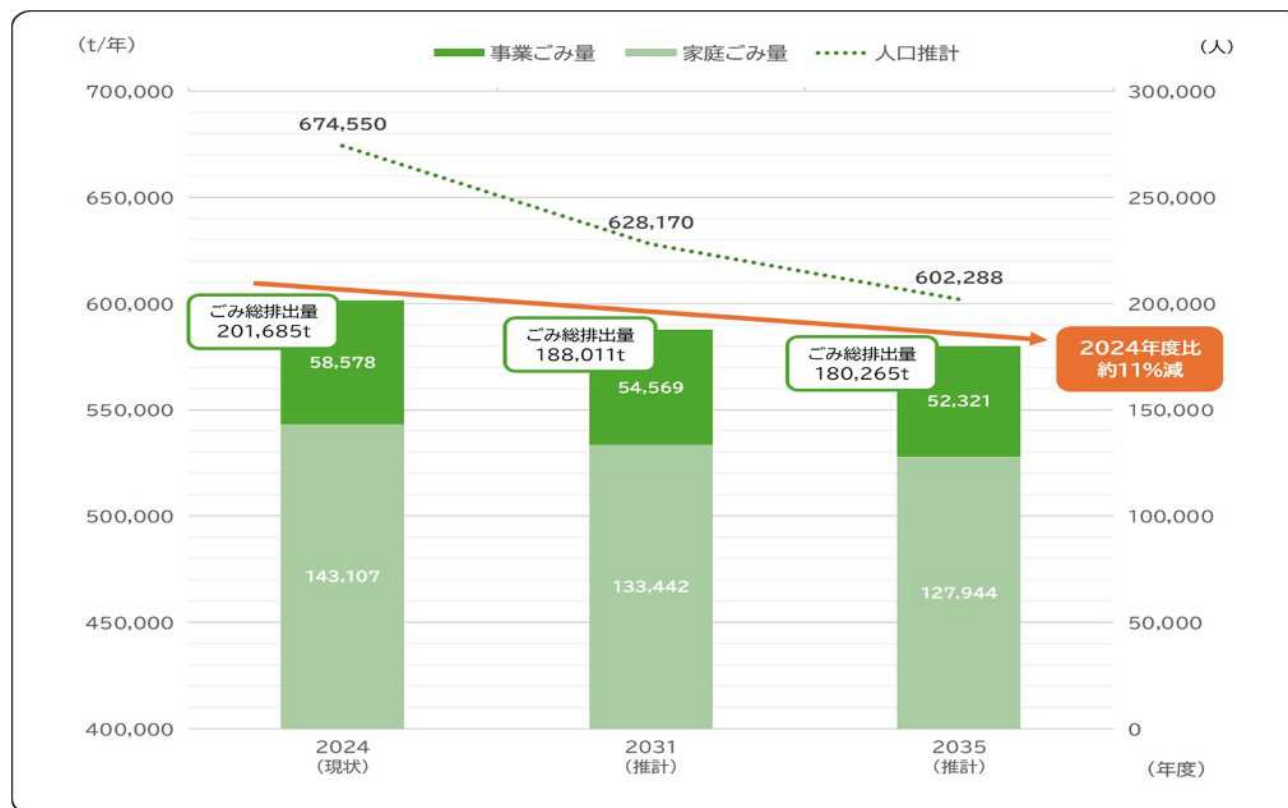
現状の施策のまま推移した場合、静岡市のごみ総排出量は、人口減少等の社会的要因により2035年度は2024年度より約11%減少すると見込まれます。

201,685t(2024年度)→180,265t(2035年度)

計画期間内の将来人口は、2025年度から2035年度までの10年間で約10%減少すると予測されています。

667,026人(2025年度)→602,288人(2035年度)

ごみ総排出量の将来予測





② 基本方針及び数値目標

〔 基本方針の設定に関する考え方 〕

本計画では、第5次静岡市総合計画に掲げる循環型社会に係る政策「ごみを減らし、リサイクルすることで、地球の資源を大切に使い、環境負荷の低い社会の実現に貢献できるまち」の実現に向け、次の基本方針に基づき施策を展開します。

基本方針 1 燃やす社会から循環する社会へ



静岡市では、これまでごみの減量化や適正処理を推進し、ごみ総排出量は着実に減少してきました。

一方で、ごみ総排出量に占める焼却量の割合は増加傾向にあり、家庭系可燃ごみの中には、食品ロスや本来であれば資源として循環利用できる紙類などが依然として多く含まれています。

このため、静岡市では「もったいない」の精神を基盤として、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に、不要なものを受け取らない・購入しない「リフューズ(断る)」を加え、「3R+1」の取組を一層推進するとともに、食品ロスの削減などによるごみの発生抑制や、雑がみ・プラスチック資源等の分別回収・資源化を進め、焼却中心のごみ処理から、発生抑制と資源循環を重視した社会への転換を目指します。





〔 基本方針の設定に関する考え方 〕

基本方針 2 持続可能な廃棄物適正処理体制の確保



安全・安心な廃棄物処理を継続していくことは、市民生活の基盤にかかわる極めて重要な課題です。ごみの排出、収集運搬、中間処理及び最終処分の全ての過程において今後も安全・安心で安定的な廃棄物処理を実施していきます。

さらには、長い将来にわたって安定的な廃棄物処理を行っていくために、静岡市における廃棄物処理事業の実施方法や既存の廃棄物処理施設の長寿命化などについて、費用対効果なども踏まえた効率的な処理体制を検討していきます。





〔 数値目標 〕

本計画では、各種施策の進捗状況を定量的に把握・評価するため、目標指標及び数値目標を設定します。目標指標については、静岡市では、家庭系可燃ごみの割合が多く、資源ごみとして分別できるごみが含まれていることを踏まえ、「**一人1日当たりの家庭系可燃ごみ量**」を指標として設定します。

また、数値目標の設定に当たっては、直近8年間のごみ焼却量(実績値)の減少率の平均値を基に、今後の資源化施策の効果を考慮し推計値を算出しました。最終目標年度である2035年度において、2024年度比20%減の381g/人・日とします。

目標 一人1日当たりの家庭系可燃ごみ量



③ 主要施策

〔 基本方針①に対する主要施策 〕

施策 1



プラスチックごみの一括回収の実施

2029年度を目途に、集積所でプラスチックごみの一括回収を開始します。回収したプラスチックは、民間事業者が静岡市内に設置する再資源化施設で再商品化し、資源のリサイクル体制を構築します。

施策 2



新たな分別・家庭ごみの有料化の検討

静岡市では、現状、家庭ごみの処理手数料を徴収していませんが、全国の約7割の自治体ではごみ処理手数料を徴収しています(2024年時点)。

家庭ごみの有料化は、ごみの減量化や分別の促進を図る有効な施策の一つであり、静岡市の課題である家庭系可燃ごみの削減には有効な施策であると考えられます。

一方で、市民生活への影響や経済的負担も伴うことから、施策の効果や市民負担、社会情勢等を総合的に勘案しながら、家庭ごみの有料化の導入について検討を進めていきます。

また、家庭系可燃ごみの焼却量を削減するため、新たな資源ごみの分別品目の追加に向けた検討を進めます。特に、チップ化や堆肥化が可能な剪定枝や高齢化の進行により増加が見込まれる使用済み紙おむつについては、再商品化技術の動向や費用対効果などを勘案しながら、分別回収に向けた調査・検討を進めます。





〔 基本方針①に対する主要施策 〕

施策 3

生ごみの削減の推進



静岡市の食品ロスは年間で9,000tにも上るとされています。学校、飲食店、企業などと連携して食品ロスの削減を推進していきます(次頁「食品ロス削減施策」参照)。
また、他の自治体の先進事例等を調査し、生ごみの削減に向けた効果的な施策を展開していきます。

施策 4

企業・教育機関と連携した環境学習プログラムの実施



幅広い世代を対象に、ごみ減量に関する講座や、企業・教育機関と連携した環境学習プログラムを実施します。また、清掃工場の見学受入れなどを通じて、市民の環境意識を高め、日常生活でのごみ減量行動につなげていきます。



©BANDAI SPIRITS



〔食品ロス削減施策〕

🗑️ 食品ロスとは

本来まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。
静岡市の調査では、家庭系可燃ごみの約4割が生ごみで、
そのうち約2割が食品ロスにあたります。
これは年間で約9,000tに上ります。



実際に工場で見つかった食品ロス→

🗑️ 静岡市が進める食品ロス削減の取組

●学校・企業と連携した啓発

食品ロス削減に取り組む企業と協力した出前授業や
小学校を対象とした清掃工場見学と連動した「ごみ減量講座」を実施します。

●フードドライブの推進

家庭で余っている食品を必要とする団体へ寄付する
「フードドライブ」を推進しています。企業と協力して
イベントに出店し、多くの方に知ってもらえるよう活動を行っています。

●生ごみ発生抑制「3切り」の推進

家庭でできる生ごみ削減として
①食材の使い切り②食品の食べ切り③生ごみの水切り
の「3切り」を継続的に啓発しています。

●飲食店の取組を応援

食品ロス削減に取り組む店舗を「シズオカたべきり協力店」
として登録し、市民に紹介することで外食時の行動変容を
後押ししています。



たべきり協力店シール→

🗑️ 今日からできる食品ロス削減行動

●台所編

- ・買い物に行く前に冷蔵庫等をチェック
- ・賞味期限と消費期限を理解する
- ・過剰除去をしない

●お店編

- ・てまえどりをする
- ・食べきれる量を注文する
- ・必要な分だけ購入する



静岡市が作成したてまえどりPOP↑

●身近な行動編

- ・フードドライブに寄付する
- ・たべきり協力店を利用する
- ・啓発イベントに参加する



フードドライブBOX↑

〔 基本方針②に対する主要施策 〕

施策 5

DXの活用による収集運搬の最適化



家庭ごみの収集運搬車両にDX機器を搭載し、収集運搬状況や積載量などをリアルタイムで把握できる体制を構築します。
この取組により、蓄積した収集量や走行距離等のデータを活用して、収集運搬体制の最適化を行い、収集運搬効率の向上やコスト削減を目指していきます。

施策 6

清掃工場の一場体制への移行



人口減少や各種ごみ減量施策に伴い、ごみ焼却量は今後さらに減少すると見込まれます。そのため、清掃工場の処理能力に余裕が生じることを踏まえ、将来の焼却量を見極めながら2工場体制から1工場体制への移行を検討していきます。

施策 7

西ヶ谷清掃工場の長寿命化を目的とした基幹的設備改良工事の実施



2032年度から2034年度にかけて、西ヶ谷清掃工場の長寿命化を目的とした、基幹的設備改良工事を実施し、施設の健全性を確保します。

〔 基本方針②に対する主要施策 〕

施策 8



許可業者の適正規模の維持

一時に多量に発生する一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の収集運搬業に関する許可(廃棄物処理法第7条第1項)は、現在の許可業者の収集運搬体制で対応できると見込まれるため、新たな許可や収集運搬許可業者ごとの許可車両の増車は行いません。事業系一般廃棄物については、当面は現在の許可区域を維持します。

また、一般廃棄物の処分業に関する許可(廃棄物処理法第7条第6項)についても、現状の施設で処理能力が足りるため、新たな許可は行いません。

ただし、いずれの許可についても、循環型社会形成の観点から、収集運搬又は処分された廃棄物の有効利用が確実と認められる場合その他一般廃棄物の適正処理の確保のため必要と認める場合は、必要に応じて許可するものとしします。

一般廃棄物処理施設の設置については、原則として静岡市が設置するものとしします。事業者が自らの廃棄物を処理するための「自己処理施設」を除き、廃棄物処理法第8条第1項に基づく新たな設置許可は行いません。

ただし、静岡市の一般廃棄物の適正処理の確保のため必要と認める場合は、この限りではありません。

施策 9



収集方法の一元化

2026年度現在、葵区・駿河区と清水区では、びん・缶、ペットボトルなどの排出方法が異なるなど、いわゆる「1市2制度」の状況となっています。これら排出ルールの一歩を進め、市民の利便性と収集効率の向上を目指します。



〔 基本方針②に対する主要施策 〕

施策 10

新沼上最終処分場以降の最終処分場の用地確保



新たに整備した新沼上最終処分場の埋立可能期間は、おおむね15年程度と見込まれています。廃棄物処理が滞りなく維持できるよう、次期最終処分場の用地を確保します。

施策 11

災害時の協力体制の構築



大規模災害に備え、(一財)静岡市環境公社や収集運搬許可業者、他自治体などと連携し、災害時の協力体制を整えていきます。また、静岡市が支援する側になった場合でも、他自治体の災害廃棄物処理に最大限協力できる体制を構築します。なお、災害廃棄物処理基本計画は、別に定めます。

施策 12

事業系一般廃棄物に係る処理手数料の見直し



事業系ごみは排出者責任に基づき、事業者自身が適切に処理することが求められます。このことから、処理手数料は本来、実際の処理原価とすることが望ましいため、社会情勢などを踏まえ、段階的に原価相当額に近づけていくよう適切な時期に見直しを図っていきます(2027年3月時点の手数料 ①100kgまでのとき1,500円、②100kgを超えるととき 1,500円に10kgまでを増すごとに150円を加算)。





〔 課題から主要施策への対応表 〕

課 題		主要施策												関連施策
		基本方針① 燃やす社会から循環する社会へ				基本方針② 持続可能な廃棄物適正処理体制の確保								
		プラス チック ごみの 一括回収	新たな 分別・家庭 ごみの有料 化の検討	生ごみ 削減の推進	環境学習 プログラム	DXによる 収集運搬 の最適化	清掃 工場の 一場体制	基幹的 設備改良 工事	許可 業者の 適正規模 の維持	収集方法 の一元化	最終 処分場 の用地 確保	災害時の 協力体制 の構築	処理 手数料の 見直し	
課題1	ごみ減量化・ 資源化	◎	◎	◎	◎									・奨励金の交付による古紙の集団資源回収 ・生ごみ処理機購入に関する助成制度の検討
課題2	生ごみ削減		◎	◎	◎									・小型家電リサイクルの実施 ・自主店頭回収などのリサイクル拠点の整備 ・廃棄物減量等推進員活動の推進
課題3	市民・事業者 との協働			◎	◎									・多量排出事業者への指導 ・広報媒体を活用した情報の発信
課題4	収集運搬体制 の構築		○			◎				◎				
課題5	施設の老朽化へ の対応						◎	◎						
課題6	施設等の最適化					○	◎	○	◎					
課題7	最終処分場 の用地確保	○	○	○	○						◎			・溶融スラグの利活用
課題8	災害廃棄物の 処理体制の構築											◎		
課題9	適正処理の確保												◎	・廃棄物監視機動班による不法投棄監視パトロール ・山間地等廃棄物不法投棄監視員活動の推進

【凡例】

◎: 主に対応する施策(課題) ○: 関連する施策(課題)





〔みんなで取り組む循環型社会づくり～市民・事業者それぞれの役割～〕

ごみの減量と資源の有効活用は、私たち一人ひとりの行動から始まります。

市民・事業者・行政が協力し、「ごみを減らし、リサイクルすることで、地球の資源を大切に使い、環境負荷の低い社会の実現に貢献できるまち」を実現しましょう。



市民の役割

1



ごみになるものを断る(リフューズ)

- ・マイバックを持参し、レジ袋を断る。
- ・過剰包装や使い捨てスプーンなどを断る。

2



ごみを減らす(リデュース)

- ・生ごみ削減のための3切りを実践する。
- ・詰め替え商品やばら売り商品を選ぶ。
- ・買い物をするときは手前どりをする。

3



ものを繰り返し使う(リユース)

- ・リユーススポットやリサイクルショップを活用する。
- ・ものは修理して長く使う。

4



資源ごみに出す(リサイクル)

- ・地域の資源回収や店頭回収を利用する。
- ・資源ごみの分別に取り組む。



事業者の役割

1



環境に配慮した事業活動を行う。

- ・製品の長寿命化や簡易包装に努める。
- ・事業ごみの分別・適正処理を徹底する。

2



食品ロス・事業系ごみを削減する。

- ・食品ロス対策を推進する。
- ・社内でごみ減量に対する意識を高める。
- ・ペーパーレス化に取り組む。

3



リサイクルしやすい製品・サービスを提供する。

- ・リサイクルしやすい製品を開発する。
- ・資源ごみの回収システムを構築する。
- ・再生材や環境配慮素材を利用する。

4



地域・行政と連携する。

- ・環境教育や啓発活動に協力する。
- ・地域活動に参加する。





〔 主要施策のスケジュール 〕

基本方針	主要施策	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
基本方針1 燃やす社会から循環する社会へ	プラスチックごみの一括回収の実施	準備・体制整備		一括回収開始(2029年4月～)						
	新たな分別・家庭ごみの有料化の検討	調査・検討		※検討結果によって大幅に変更となる可能性があります。						
	生ごみ削減の推進	実 施								
	環境学習プログラム	実 施								
基本方針2 持続可能な廃棄物適正 処理体制の確保	DXの活用による収集運搬の最適化	本格運用・最適化(2027年4月～)								
	清掃工場の一場体制への移行	検討、方針決定、移行準備。2043年から2045年頃を目途に一場化を目指します。ただし、ごみ処理量、代替搬入先の検討、ごみ処理の広域化等の状況によって変更する可能性があります。								
	西ヶ谷清掃工場の長寿命化を目的とした基幹的設備改良工事				基幹的設備改良工事の実施(2030年度～)					
	許可業者の適正規模の維持	実 施								
	収集方法の一元化	本格運用・最適化(2027年4月～)								
	新沼上最終処分場以降の最終処分場の用地確保	用地選定・環境調査(2028年4月～)								
	災害時の協力体制の構築	協力体制の構築								
	事業系一般廃棄物に係る処理手数料の見直し	手数料見直しの検討		※検討結果によって大幅に変更となる可能性があります。						

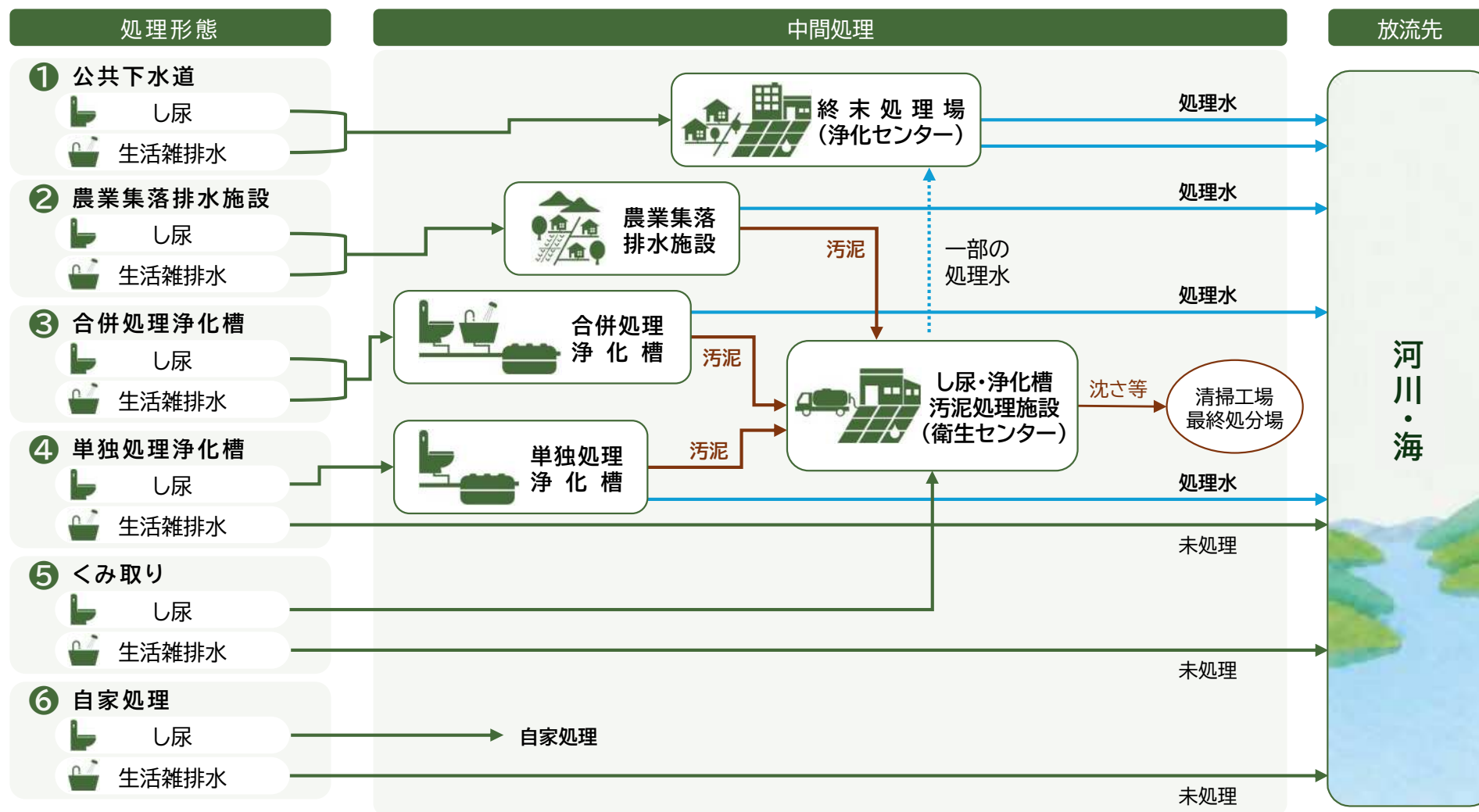


第3章 生活排水处理基本計画



① 生活排水処理の現状と課題

〔 静岡市の生活排水処理の流れ 〕



〔 静岡市の生活排水処理施設 〕

公共下水道

整備状況	7処理区(処理場)
計画区域人口	598,302人
接続人口	544,612人

農業集落排水

整備状況	11地区(施設)
計画区域人口	3,797人
接続人口	3,053人

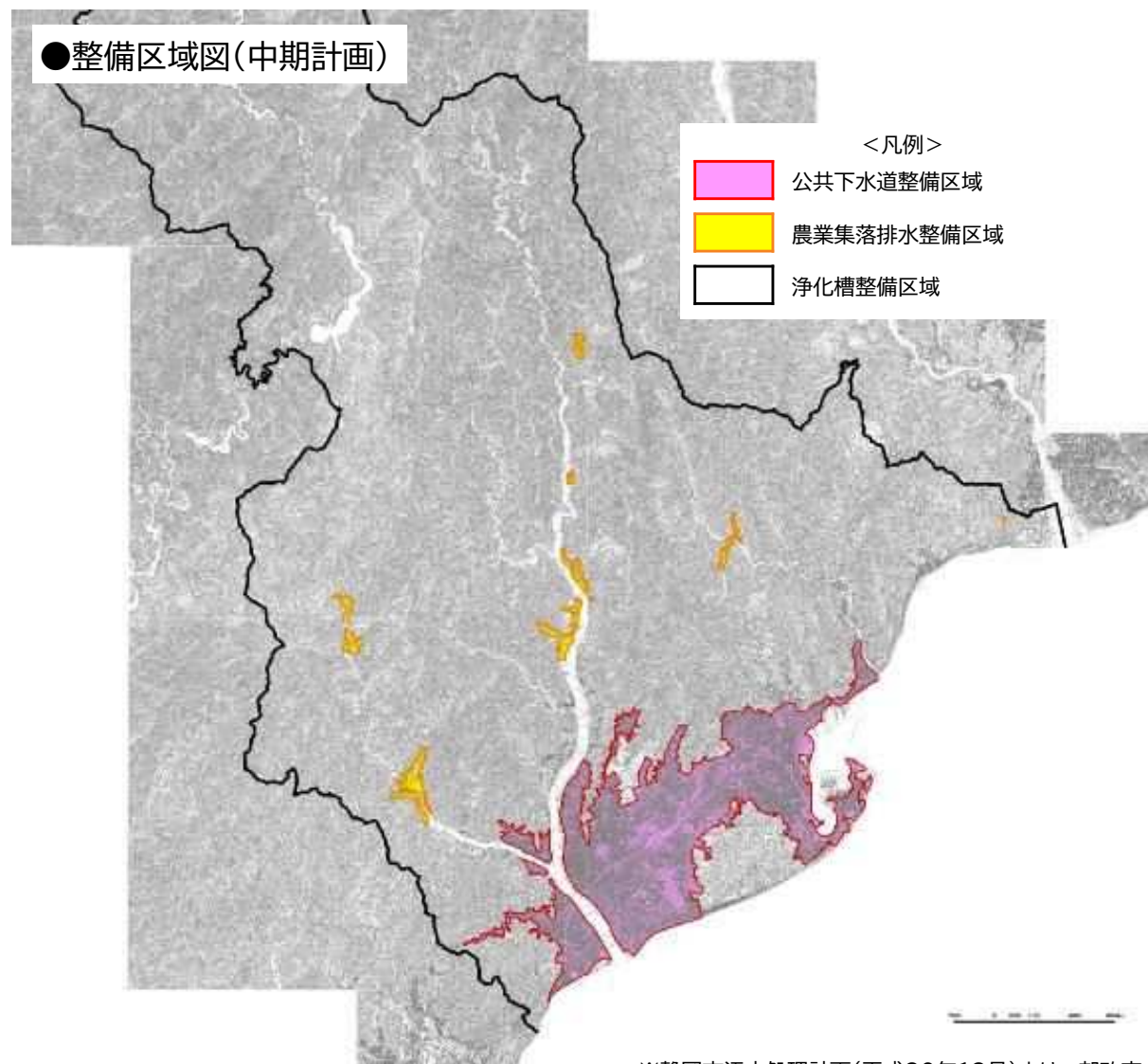
合併処理浄化槽

設置状況	15,436基
使用人口	45,651人

※2024年度末時点

※合併処理浄化槽は、公共下水道区域内及び農業集落排水区域内の設置数・使用人口を含む。

●整備区域図(中期計画)



※静岡市污水处理計画(平成29年12月)より一部改変

〔 静岡市のし尿・浄化槽汚泥処理施設 〕

静岡衛生センター

所在地	葵区東千代田3丁目5番1号
処理能力	260kL/日
竣工年月	1967年11月

清水衛生センター

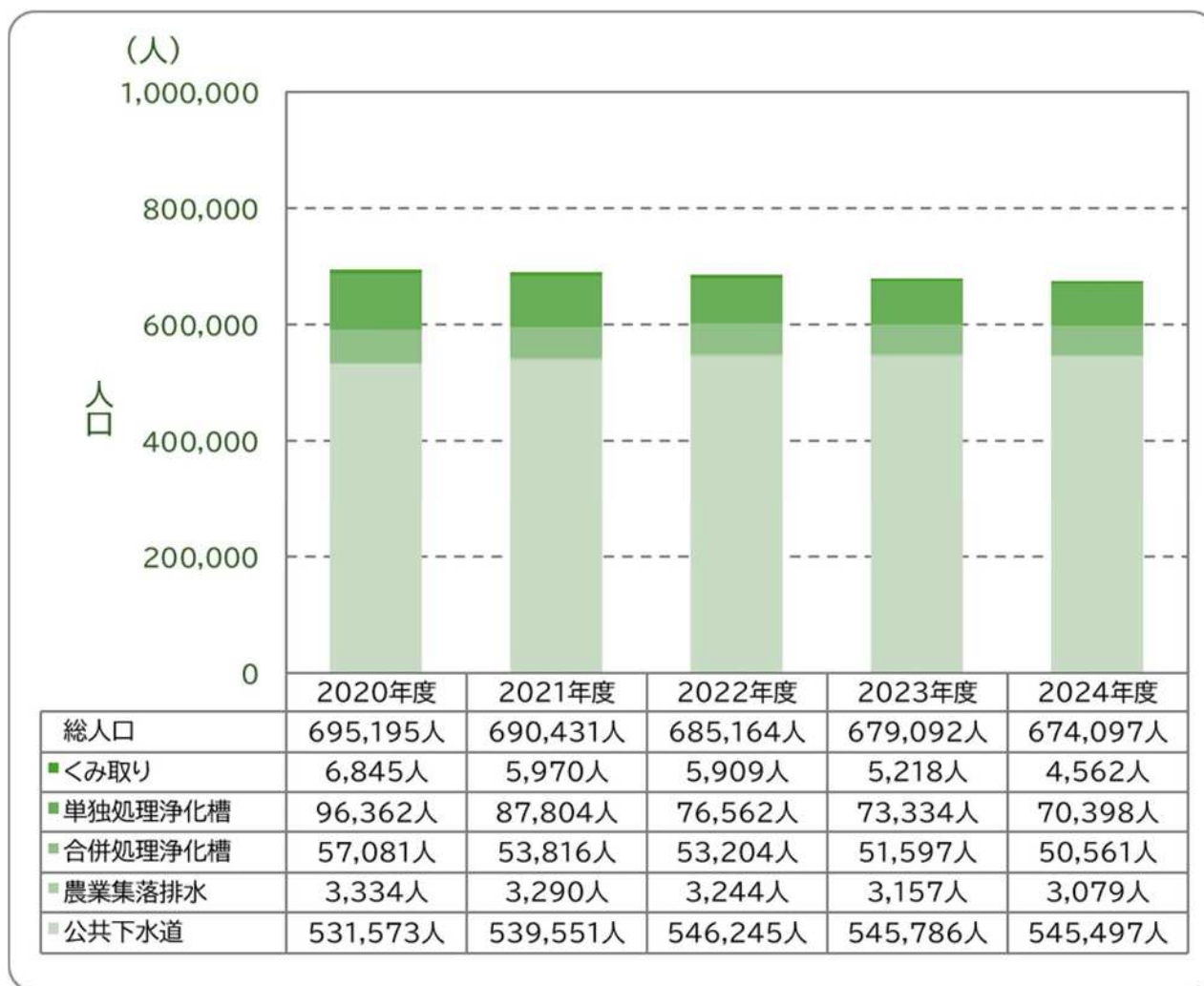
所在地	清水区堀込722番地
処理能力	200kL/日
竣工年月	1991年3月

庵原衛生プラント

所在地	富士市中之郷2128番地の1
処理能力	76.9kL/日
竣工年月	1993年7月



〔 生活排水処理形態別人口の推移 〕



出典：一般廃棄物処理実態調査(環境省)

分析

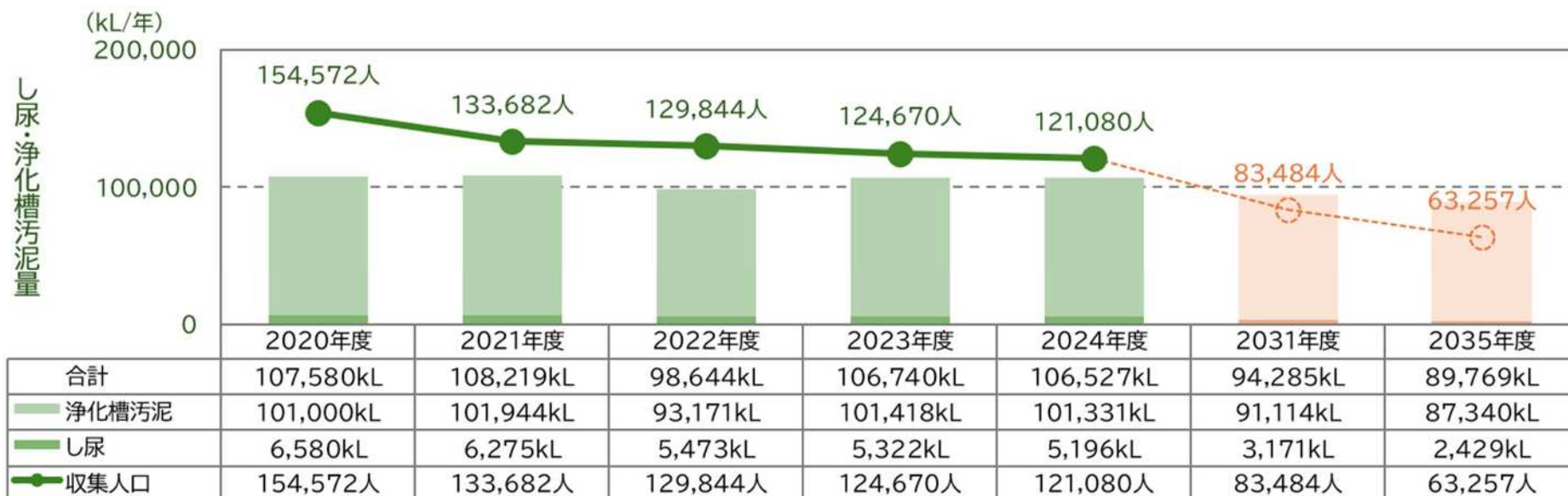
- 総人口が減少する中においても、公共下水道人口は概ね横ばいで推移しています。
- 農業集落排水人口及び合併処理浄化槽人口は、人口減少に伴い緩やかに減少しています。
- 単独処理浄化槽人口及びくみ取り人口は減少しており、生活排水の適正処理が進んでいます。



計画への示唆(課題)

- 生活排水の適正処理の観点から、単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換や、公共下水道及び農業集落排水施設への接続を推進する必要があります。
- 人口減少を踏まえ、地域の実情に応じた持続可能な生活排水処理体制を検討する必要があります。

〔 し尿・浄化槽汚泥量の推移 〕



※収集人口：くみ取り人口・単独処理浄化槽人口・合併処理浄化槽人口・農業集落排水人口の合計

出典：一般廃棄物処理実態調査(環境省)・静岡市資料

分析

- し尿・浄化槽汚泥量は概ね横ばいで推移しており、その大部分を浄化槽汚泥が占めています。
- 浄化槽汚泥量は概ね10万kL/年前後で推移していますが、人口減少や公共下水道等への接続による浄化槽の廃止により、将来的には減少する見込みです。
- し尿処理量は既に減少傾向で推移しており、今後もくみ取り人口の減少に伴い減少する見込みです。

計画への示唆(課題)

- 将来的なし尿・浄化槽汚泥量の減少を見据え、効率的で持続可能な処理体制を検討する必要があります。
- し尿処理量は既に減少傾向にあることから、将来にわたり安定なし尿くみ取り体制を確保する必要があります。

〔 前計画の目標の達成状況 〕

●目標指標

指標名	最新実績 (2024年度)	中間目標年度 (2026年度)	最終年度 (2030年度)
生活排水処理率	 88.9% 達成ペース	90.1%	92.6%



目標達成に向けて
順調に推移しています。

生活排水処理率は着実に向上しており、このままのペースで進めば最終目標も達成できる見込みです。

一方で、合併処理浄化槽の設置や下水道への接続(水洗化)については、引き続き取組を進める必要があります。

●関連指標

指標名	最新実績 (2024年度)	中間目標年度 (2026年度)	最終年度 (2030年度)
補助制度による 合併処理浄化槽設置基数	10,481基	10,938基	11,538基
下水道計画区域内における 水洗化戸数※	270,254戸	277,210戸	282,579戸

※静岡市上下水道事業中期経営計画





〔 生活排水処理事業における主要課題 〕

生活排水の適正処理に関する課題

課題 1

生活排水未処理の解消

本市の生活排水処理率は向上しており、河川等の水質も良好な状況が維持されていますが、生活排水が適正に処理されていない世帯等も依然として存在しています。
公共用水域の保全及び公衆衛生の向上のため、単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換や、公共下水道及び農業集落排水施設への接続を推進し、生活排水未処理の解消を図る必要があります。

課題 2

浄化槽の適正管理

浄化槽による生活排水の適正処理を確保するためには、その性能を十分に発揮させる必要があります、そのためには浄化槽の適正管理が必要不可欠です。
公共用水域及び生活環境の保全を図るため、浄化槽管理者には、浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び水質検査(法定検査)を適切に実施することが求められます。





〔 生活排水処理事業における主要課題 〕

し尿・浄化槽汚泥の処理体制に関する課題

課題 3

安定的な収集運搬体制の構築

公共下水道の整備や人口減少に伴い、くみ取り・浄化槽人口は減少傾向にあります。一方で、し尿・浄化槽汚泥の収集先は市内に点在しており、また市街地から離れた場所も多いことから、効率化が難しく、収集運搬コストの増加が見込まれます。一般廃棄物であるし尿及び浄化槽汚泥の処理責任は市にあることから、将来にわたり安定した収集運搬体制を構築する必要があります。

課題 4

し尿・浄化槽汚泥処理施設の老朽化対応と最適化

し尿・浄化槽汚泥量は、人口減少等に伴い減少することが見込まれる一方で、し尿・浄化槽汚泥処理施設の老朽化が進行しています。今後のし尿・浄化槽汚泥の質及び量の変化に対応できる処理体制を確保するため、既存施設の計画的な維持管理及び施設配置の最適化を進める必要があります。





② 基本方針及び数値目標

〔 基本方針の設定に関する考え方 〕

本計画では、第5次静岡市総合計画に掲げる循環型社会に係る政策「ごみを減らし、リサイクルすることで、地球の資源を大切に使い、環境負荷の低い社会の実現に貢献できるまち」の実現に向け、次の基本方針に基づき施策を展開します。

基本方針 1 生活排水の適正処理の推進



公共用水域の保全及び公衆衛生の向上のため、生活排水未処理の解消を図ります。
また、浄化槽による生活排水の適正処理を確保します。

基本方針 2 し尿・浄化槽汚泥の効率的で持続可能な処理体制の確保

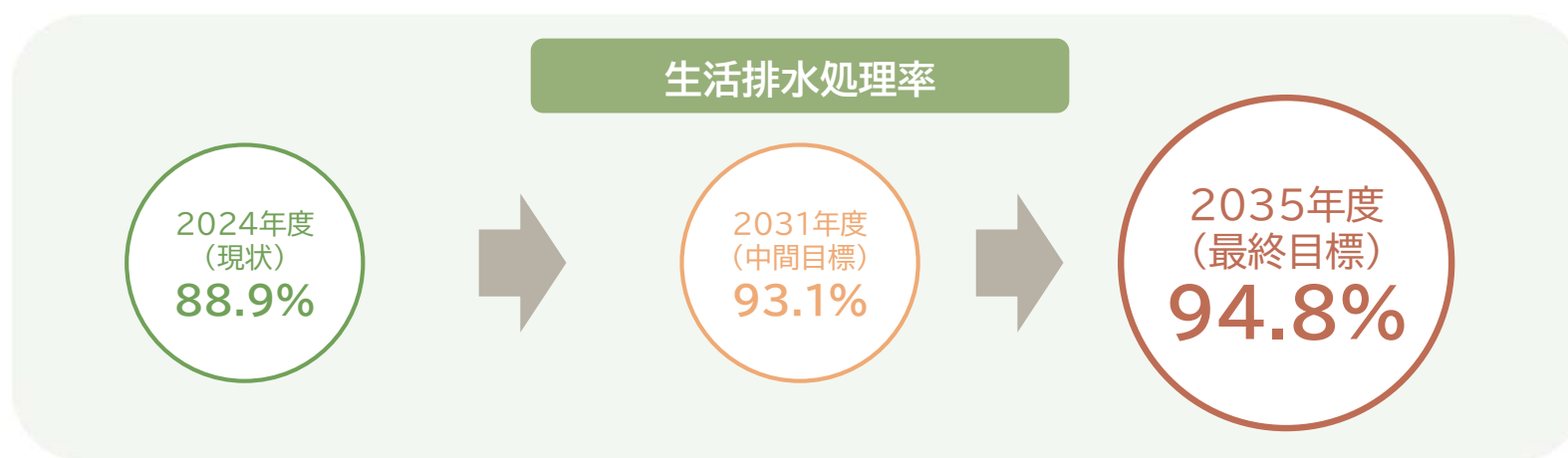


し尿・浄化槽汚泥の質及び量の変化や施設の老朽化を踏まえ、効率的で持続可能な処理体制を確保します。



〔 数値目標 〕

本計画では、生活排水処理事業の進捗状況を定量的に把握・評価するため、生活排水処理率を目標指標として設定します。
また、関連指標として、合併処理浄化槽設置基数割合及び水洗化率(戸数)を設定します。



関連指標

合併処理浄化槽設置基数割合
(浄化槽整備区域)

2024年度
(現状)
54.3%

2031年度
(中間目標)
63.9%

2035年度
(最終目標)
72.5%

水洗化率(戸数)
(公共下水道供用開始区域)

2024年度
(現状)
92.0%

2030年度
(※1)
94.4%

2034年度
(※2)
95%以上

※1: 静岡市上下水道事業中期経営計画 ※2: 静岡市上下水道事業経営戦略(下水道編)



③ 主要施策

〔 基本方針①に対する主要施策 〕

施策 1

合併処理浄化槽の普及促進



浄化槽整備区域において、合併処理浄化槽の必要性や効果について周知啓発を行います。
また、単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換に係る費用負担を軽減するため、助成制度を実施します。

施策 2

未接続世帯への接続推進



公共下水道供用開始区域及び農業集落排水事業区域において、未接続世帯への接続勧奨を行います。

施策 3

浄化槽の維持管理に係る啓発・指導



浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査の必要性や効果について周知啓発を行います。
また、関係団体と連携し、浄化槽管理者に対する啓発活動を実施するとともに、不適正な使用や状況が認められた場合は、関係法令等に基づく指導等を実施します。

施策 4

浄化槽台帳の整備



浄化槽の維持管理状況を把握するため、浄化槽台帳の整備を進めます。



〔 基本方針②に対する主要施策 〕

施策 5

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制の整備



し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、許可業者が担うことを原則とします。
また、収集運搬について、し尿・浄化槽汚泥量は年々減少することが見込まれることから、新たな許可は行いません。さらに、業者ごとの許可車両の増車も行わないこととしますが、静岡市のし尿処理体制の維持その他収集運搬体制の確保のため必要と認める場合は、この限りではありません。
なお、許可車両の減車は必要に応じて検討します。

施策 6

し尿くみ取り体制の確保



既に減少傾向にあるし尿くみ取りについては、将来にわたり安定的にくみ取り業務を継続していくため、くみ取り業者の経営状態の把握や意見聴取等を実施します。
また、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨を踏まえた措置を継続します。

施策 7

し尿・浄化槽汚泥処理施設の維持管理



既存のし尿・浄化槽汚泥処理施設について、計画的な点検・修繕を実施し、安定した処理体制を確保します。





〔 基本方針②に対する主要施策 〕

施策 8

下水排水との共同処理の実施



既存施設の老朽化と人口減少に伴うし尿・浄化槽汚泥量の減少を見据え、静岡衛生センターと清水衛生センターを廃止し、静岡衛生センター敷地内に新たな受入施設を整備し、下水排水との共同処理を行います。

施策 9

庵原衛生プラントの将来的な在り方の検討



施設の老朽化と人口減少に伴うし尿・浄化槽汚泥量の減少を見据え、庵原衛生プラントの将来的な在り方について検討します。





〔 課題から主要施策への対応表 〕

課 題		主要施策									関連施策		
		基本方針① 生活排水の適正処理の推進				基本方針② し尿・浄化槽汚泥の効率的で持続可能な処理体制の確保							
		合併処理 浄化槽の 普及促進	未接続 世帯への 接続推進	浄化槽 の維持管理 に係る 啓発・指導	浄化槽台帳 の整備	し尿・浄化 槽汚泥の 収集体制 の整備	し尿 くみ取り 体制の 確保	し尿・浄化 槽汚泥処 理施設の 維持管理	下水排水 との共同 処理の 実施	庵原衛生 プラント の在り方 検討			
課題1	生活排水 未処理の解消	◎	◎	○	○	○					・持続可能な 処理体制の検討		
課題2	浄化槽の 適正管理			◎	◎	○							
課題3	安定的な収集 運搬体制の構築					◎	◎	○	○	○			・し尿くみ取り世帯の把握
課題4	施設の老朽化 対応と最適化					○	○	◎	◎	◎			

【凡例】

◎:主に対応する施策(課題) ○:関連する施策(課題)





〔 主要施策のスケジュール 〕

基本方針	主要施策	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
基本方針1 生活排水の適正処理の 推進	合併処理浄化槽の普及促進	周知啓発、補助事業の実施								
	未接続世帯への接続推進	未接続者への接続勧奨								
	浄化槽に維持管理に係る啓発・指導	周知啓発、調査・指導								
	浄化槽台帳の整備	整 備								
基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の効率的で持続可能な処理体制の確保	し尿・浄化槽汚泥の収集体制の整備	整 備								
	し尿くみ取り体制の確保	経営状況の把握等								
	し尿・浄化槽汚泥処理施設の維持管理	維持管理								
	下水排水との共同処理の実施	整 備(基本・詳細設計、建設工事等)						供用開始		
	庵原衛生プラントの在り方検討	検 討								